子育て世帯の皆さんへ

標茶町子育て応援給付金

標茶町子育て応援給付金とは…

本町に住む就学前の下記対象児童を養育する子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、町民の子育て 支援と活力ある町づくりのために、本町が新たに行う給付制度です。

支給要件



申請時において対象児童を養育している児童手当・特例給付の受給者の方が対象です。

※受給者の所得制限はありません。

対象児童

標茶町に住民登録のある平成21年4月2日から平成27年3 月31日生まれまでの児童

支給額

対象児童1人につき30,000円



平成27年5月31日

申請方法



保健福祉課児童福祉係(1階5番窓口)

申請期間

6月1日(月)~9月30日(水)

提出書類

- ●申請書(該当世帯には6月上旬までに送付しています)
- ●添付書類…振込先金融機関口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)が 必要になりますが、児童手当の受取口座を指定する場合は、不要です。(公務員は除く)

児童手当・特例給付の現況届について

毎年6月は、児童手当・特例給付の現況届の提出月です。現況届は年1回すべての受給者が提出しなければならない届出で、6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。この現況届を提出されないと平成27年6月分からの児童手当が受けられなくなりますので、お忘れなく手続きをお願いします。該当する方については、6月上旬までに関係書類を送付します。提出期間などについては下記のとおりです。

- ■提出先/保健福祉課児童福祉係(1階⑤番窓口)
- ■提出期間/6月1日月~30日火

申請を忘れずに!子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金とは…

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

支給要件

支給 対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象になりません。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象になる児童

支給額

対象児童1人につき3,000円



平成27年5月31日

申請方法

申請先

保健福祉課児童福祉係(1階5番窓口)

平成27年6月分の児童手当を標茶町から支給される方が対象です。

※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が本町にある方が対象です(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください)

申請期間

6月1日(月)~9月30日(水)

提出書類

- ●申請書(児童手当の現況届とあわせて郵送します)
- ●添付書類…振込先金融機関口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)が 必要になりますが、児童手当の受取口座を指定する場合は、不要です。(公務員は除く) ※公務員の方の申請書は全国統一様式となり、所属庁の証明が必要です。

「子育て世帯臨時特例給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐欺"にご注意ください。

- ■各種申請方法などに関する問い合わせ/役場保健福祉課児童福祉係(1階⑤番窓口☎485-2111内線135)
- ■子育て世帯臨時特例給付金の制度に関する問い合わせ/厚生労働省専用ダイヤル(☎0570-037-192)